

Information 事務局報告：専門医制度担当から

1. 第10回専門医試験実地監査報告および専門医名簿更新

対象：第10回専門医試験合格者77名のうち実地監査免除者27名を除く50名および前回までに実施していない2名の計52名

期間：2011年8月31日まで

終了：45名、すべて1回の監査で終了

未了：7名

監査を終了した45名と免除された27名の計72名が専門医名簿に登載されました。

専門医番号は633-704で、認定期間は2017年3月31日までです。2012年1月から2016年12月までの活動を評価し、2017年に更新審査を受けることとなります。

なお、9月以降も実地監査の実施を認めることが東日本大震災をきっかけに認められました。2011年は特例として2012年2月末までに終了した者は2012年3月1日付で専門医名簿に登載します。また2012年以降は、9月1日以降の終了者は翌年の試験実施者と合わせて9月1日の専門医名簿登録とすることが決まっています。

また、5年以内に監査を終了しなければ試験合格は無効という規則が既に制定されていますのでご注意ください。

2. 第11回専門医試験公告

実施日：2012年2月16日（木）～18日（土）

実施会場：ニチイ学館 神戸ポートアイランドセンター、神戸医療機器開発センター MEDDEC（メデック）

専門医試験、指導医申請、研修施設申請、およびそれらの更新に関する情報は、学会ホームページ（<http://www.jsnet.umin.jp/>）にて最新情報を確認してください。

更新対象者を除き、郵便による通知は一切いたしません。

3. 第11回指導医審査に関連して

1) 指導医審査申請資格が変更されています。

「専門医の資格取得後5年以上の臨床経験を有すること。」を削除する。

第11条 指導医を申請する者は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 最近5年間で、3回以上学術総会に参加していること。ただし1回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席1回に換えることができる。
 2. 最近5年間で、1回以上の専門医指導医講習会に出席していること。
 3. 脳神経血管内治療に直接関連した学術発表を筆頭演者として10回以上行っていること。
 4. 脳神経血管内治療に関する記述がある原著論文を筆頭著者として3編以上発表掲載していること。掲載誌は附則に定めた学術誌とし、その他の学術誌については認定委員会で審査され認められないことがあることに留意すること。
 5. 脳神経血管内治療を術者として200例以上経験していること。このうち40例は脳動脈瘤、5例は脳または脊髄動静脈奇形、30例は血行再建術、10例は硬膜または各種動静脈瘻、10例は頭頸部または脊髄腫瘍であること。
 6. 指導医失格後の再申請では、前回申請時の3、4、5を用いることはできない。
- 2) 指導医申請に必要な脳血管内治療の経験に関する附則を改訂しました。

細則第11条-5に必要な提出症例は、以下の通りとする

1. 原則として10年以内に経験したものとする。
2. 提出期限の2ヶ月前から遡（さかのぼ）る50例は連続全例を提出する。
3. 提出は200-220例とし、全体で細則に定められた内訳を満たす。
4. 30例の血行再建術のうち10例は頸動脈ステント留置術であること。

（改訂 平成23年7月22日）

- 3) 上記の変更を適用した第11回指導医審査は、2011年12月に予定されています。